

佐野市浄水場等運転管理業務委託

標準仕様書

令和3年7月

佐野市上下水道局

佐野市浄水場等運転管理業務委託標準仕様書

第1章 総則・一般事項

(趣旨)

第1条 佐野市浄水場等運転管理業務委託標準仕様書（以下「本仕様書」という。）は、発注者および受注者が佐野市浄水場等運転管理業務（以下「本業務」という。）を実施する上で、満たすべき本業務実施にかかる業務の水準を定めるものであり、また、受注者が具体的な実施方法等を提案する上での指針となるものである。

(適用)

第2条 受注者は、本仕様書に定める事項を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができるものとする。

2 受注者は、本業務の契約期間にわたって、要求水準を遵守しなければならない。

3 受注者が提出する提案については、発注者と受注者が協議を行った上で、その内容を本業務の履行に十分反映させるものとする。

(業務範囲)

第3条 本業務委託は、水道施設のうち浄水場や配水場などの設備機器の運転・操作・点検を行うことを業務範囲とする。詳細については、第2章業務内容による。

(対象施設)

第4条 業務の対象施設は、別紙-1による。

(業務の履行)

第5条 受注者は、契約書、本仕様書、その他関係書類及び関係法令を遵守し、施設及び機器類を適切に維持管理することにより施設の機能を十分に発揮し、安全・安定的な水道水の供給を図るものとする。

2 受注者は、業務従事者に必要な資格者を配置し、適正に業務を遂行する体制を備えるものとする。

3 受注者は、本業務が長期にわたり継続するものであることから、受注者が持つ技術力を活かし、様々な取組みや工夫を行って、業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。

4 受注者は、本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に行うものとする。

5 本業務の履行期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約締結日以降から令和4年3月31日までの期間は習熟期間とし、現行の業務受注者より業務引き継ぎを受けるものとする。なお、業務習熟の方法、期間については受注者の提案に基づき、受注者、現行の業務受注者協議の上、詳細な内容を定めるものとする。

(業務の一部再委託)

第6条 本業務の実施にあたり、受注者は、書面により発注者の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、または請け負わせることがで

きる。ただし、受注者は、業務の実施に当っては工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。

- 2 発注者は、再委託等を行うことにより、業務の確実な履行が見込めないと認めるときには承認しないことができる。また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

(総括責任者の選任及び職務)

第7条 受注者は、総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて発注者に届出することとし、総括責任者を変更したときも同様とすること。

総括責任者は、現場の最高責任者として、業務従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。

総括責任者は、契約書、本仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

総括責任者は、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。

(貸与品)

第8条 発注者は、受注者に業務に必要な関係書類、工具等を貸与することができる。発注者が受注者に貸与する貸与品等は、別紙-2「貸与品」による。

- 2 受注者は、前項に掲げる以外のもので、業務遂行上必要と認められる場合は、発注者の許可を得て使用することができる。
- 3 受注者は、貸与品等について、台帳を作成して善良な管理を行い、発注者に報告しなければならない。

(事務室等の利用)

第9条 受注者は、発注者の許可を受け発注者の水道施設内の一部を事務室等として使用することができる。この場合において受注者は、善良なる管理者の注意をもって維持管理を行わなければならない。

事務室等の使用期間中、受注者の原因により汚損などがあつた場合は、受注者の負担により原状回復しなければならない。

業務に直接係る事務室等の使用にともなう電気、ガス、水道等は、発注者が供与するものとするが、その使用にあたって、受注者は節約に努めなければならない。

(資料の保管)

第10条 受注者は、貸与された資料、関係書類等について責任を持って保管するものとし、発注者の許可なくそれらを外部に持出し、又は提供してはならない。

(盗難、火災の防止)

第11条 受注者は、委託施設の火災防止、盗難防止に努めなければならない。

(安全管理)

第12条 受注者は、業務の実施にあたり、保安設備等の改善が必要と思われる場合は、発注者に速やかに報告しなければならない。

- 2 受注者は、感電、薬品類、ガス、酸欠空気、転落、その他業務遂行上危険が見込まれる場合は、発注者に速やかに報告するとともに保安上必要な対策を講

じ、労働災害の防止に努めなければならない。

- 3 受注者は、従事者が危険な作業を行う場合は、関係法令を遵守し、安全教育を実施して、作業の安全確保を図らなければならない。

(危機管理対応)

第13条 受注者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態が発生した場合や異常事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

- 2 受注者は、緊急事態が発生した場合は、必要な初期対応を行った後、速やかに緊急連絡表に基づき発注者に連絡しなければならない。
- 3 受注者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等緊急事態の初期対応の考え方について、発注者の危機対応マニュアル等を参考にして、緊急時対応マニュアルを作成すること。
- 4 受注者の提案に基づき、発注者、受注者協議の上、詳細な危機管理対応を定めるものとする。

(環境への取り組み)

第14条 受注者は、環境への取り組みについて、特に、次の事項について配慮すること。

- (1) 環境への負荷の軽減に向けた取り組み
- (2) 浄水場等の省エネ・低コストに関する取り組み

(関係法令遵守)

第15条 受注者は、業務委託履行に当り、次に掲げる法規を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 職業安定法
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 水道法
- (6) 電気事業法
- (7) 消防法
- (8) 騒音規制法
- (9) 水質汚濁防止法
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (13) 毒物及び劇物取締法
- (14) 個人情報保護に関する法律
- (15) その他この契約の履行に関する法律
- (16) 監督官庁からの指示命令等

(報告書等の提出及び協議)

第16条 受注者は、受注者が作成して発注者の承認を得た様式に従い、業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書及び点検整備報告書等を業務実施後、遅

滞なく発注者に提出しなければならない。また、業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書及び点検整備報告書等のなかに技術的問題がある場合は、その都度発注者に報告し、協議しなければならない。

(設備の点検整備)

第17条 受注者は、施設の性能を十分に発揮させるため、各種設備・機器の点検整備を行うものとする。

- 2 日常で行う点検は、五感を頼りに各種機器を巡視し、異常な音、振動、臭い、高温、油の漏れ及び各種計測機器の指針値等を確認し、異常を認めるときは、発注者に報告するとともに必要な措置を講ずること。
- 3 日常で行う整備は、各種機器が正常に稼働するよう機器の清掃、機器の各種消耗品の交換及び補充、簡易な破損部品の交換等を行う。

(機器の故障対応と軽微な修理)

第18条 受注者は、日常点検において不良箇所を発見したときまたは設備・機器類に故障が発生したときには、速やかに発注者に報告し、必要な初期対応を行うこと。

- 2 故障の修理が1件当たり100万円(税抜き)以下である場合には、発注者と協議した後、受注者が速やかに修理を行うこと。ただし、緊急を要する場合は、必要な応急措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告すること。
- 3 受注者が行う修繕費については、各年度1,000万円(税抜き)とし委託料に含める。
- 4 当該年度に行った修繕費の総額が1,000万円(税抜き)を下回る場合は、本業務が終了する年度の最終月に清算するものとする。
- 5 受注者は、修理を行った場合は、後日、修理の状況を記した書類を発注者に提出しなければならない。

(修繕・改修計画)

第19条 各施設の修繕計画は、発注者と受注者があらかじめ協議し、受注者が前年度までの運転業務及び点検業務の実績をもとにこれを作成する。

(業務の中断)

第20条 受注者は、やむを得ない事情により本業務を中断するときは、あらかじめその旨を発注者に連絡するとともに、発注者に協議して業務に支障を生じることのないように努めなければならない。

(業務の引継ぎ)

第21条 受注者は、本業務が終了(契約が解除されたときを含む。)するときは、発注者が指定する者に本件業務に関する引継ぎを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 引継ぎの必要がない事由を受注者が書面で提出し、これを発注者が認めた場合
 - (2) 発注者が引継ぎの必要がないと認めた場合
- 2 受注者は、発注者と協議し決定した内容に従い、必要資料の提出及び発注者の指定する者に技術指導を実施するものとする。
 - 3 発注者は、本件業務引継ぎにあたり、必要に応じて、受注者及び現行の業務受注者との調整を行うものとする。

- 4 本件業務引継ぎに係る引継ぎ期間及び受注者への対価は、発注者、受注者及び発注者の指定する者と協議の上決定するものとする。

第2章 業務内容

(業務の実施)

- 第22条 受注者は、本業務の実施体制等について、契約締結後速やかに発注者が定めた監督員と打ち合わせを行い、業務実施計画書を作成して発注者の承認を得なければならない。
- 2 業務実施計画書に記載が必要な事項は本仕様書によるものとする。
 - 3 発注者は、前項において承認した業務の実施体制であっても、本業務の遂行上必要があると認められるときは、文書で改善を申し入れることができるものとする。この場合において、受注者は誠意をもってこれに対応しなければならない。
 - 4 発注者は、緊急を要すると判断した業務については、受注者に他の業務に優先して実施するよう指示することができるものとする。この場合、受注者は発注者の指示に従い対応するものとする。
 - 5 受注者は、業務履行にあたり設備・機器等及び図面類に精通し、適切な運転・操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。
 - 6 受注者は、安定供給の維持、施設・作業の安全確保及び技術の向上を図るため、教育、研修・災害発生時に備えた訓練等を実施しなければならない。
 - 7 受注者は、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、業務従事者全員に水道法に規定する健康診断を実施し、発注者に報告しなければならない。

(業務委託の概要)

第23条 本業務委託の概要は、次のとおりである。

(1) 運転業務

- ア 委託施設の機器等の運転状況確認
- イ 委託施設の運転監視業務
- ウ 委託施設の機器運転操作、機器切替
- エ データの記録・整理
- オ 緊急時対応、緊急連絡
- カ 停電時初期対応
- キ 薬品の注入量管理
- ク 薬品等の残量管理

(2) 点検業務

- ア 委託施設の機械・電気設備の日常点検、月次点検、年次点検
- イ 委託施設の点検計画表作成、機器管理台帳の整備
- ウ 委託施設の消防設備保安点検業務
- エ 委託施設の計装機器保守点検業務
- オ 委託施設の整備・機器等に故障や不具合が発生した場合の調査、整備と軽微な修理
- カ 委託施設の設備・機器等の軽微な整備

(3) 水質管理業務

- ア 水処理状況確認業務（原水、浄水についての色、濁り、残留塩素濃度などの確認）
- イ 水質検査業務
 - ①日常検査（浄水場での色、濁り、残留塩素濃度、臭い等の確認）
 - ②原水に係る水質検査（水質基準項目、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム指標菌、クリプトスポリジウム原虫検査等）
 - ③水質異常時の臨時の水質検査、緊急対応、事後処理
- ウ クリプトスポリジウム等対策業務（クリプトスポリジウム等対策指針に基づいた対策の実施）
- エ 水質計器の点検・整備

(4) 環境整備業務

- ア 委託施設の清掃業務
- イ 委託施設の敷地内の除草及び植栽管理
- ウ 委託施設の建物・敷地内の整理整頓、清潔の維持

(5) 物品等調達業務

- ア 薬品（次亜塩素酸ナトリウム等）の在庫管理と調達
- イ 試験用試薬の在庫管理と調達
- ウ 委託施設の燃料（灯油、軽油等）の在庫管理と調達
- エ 本業務委託に必要な備消耗品類の調達
- オ 安全衛生関係部品の調達

(6) その他業務

- ア 委託施設の保安状況、フェンスの確認、建物周辺の巡視業務
- イ 委託施設の施設施設確認と機械警備機器の操作
- ウ 機械警備警報発生時における警備会社からの通報受付と対応
- エ 夜間・土日祝祭日における、電話・来客者の対応
- オ 夜間・土日祝祭日における、配水管等の漏水の通報及び災害緊急通報時の職員への連絡
- カ 施設見学者対応
- キ 苦情の受付と職員への連絡
- ク 業務毎の結果の記録並びに報告書類作成と管理

(業務実施要領の決定)

第24条 受注者は、前条各号の業務を実施する上で留意すべき点、効率的・効果的業務方法等について、業務実施計画書に示し、提出すること。

2 業務実施計画書に第23条各項の業務に関する業務体制、配置人数等について、受注者の業務実施に関する方針、考え方、具体方法等をまとめて提出すること。

3 受注者が提案した提案内容に基づき、発注者、受注者協議して詳細な業務実施方法を定めるものとする。

(業務体制)

第25条 受注者の業務体制は、次のとおりとする。

(1) 運転業務

- ア 業務事業所には、最低1名を配置し、施設の運転監視及び連絡受付業務を行うこと。
 - イ 業務は、24時間の通年とする。
 - ウ 浄水場等の緊急時に迅速に対応できる人員体制を整備すること。
- (2) 点検業務
- ア 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。
 - イ 業務は通年で、昼間勤務とする。
- (3) 水質管理業務
- ア 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。
 - イ 業務は通年で、昼間勤務とする。なお、点検業務従事者と兼務できることとする。
- (4) 環境整備業務
- ア 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。
 - イ 業務は、昼間勤務とする。
- (5) 物品等調達業務
- ア 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。
 - イ 業務は、昼間勤務とする。
- (6) その他業務
- 業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。
- (7) 休憩時間、週休日数の就業については、発注者の職員の勤務時間、休暇等に関する条例を参考にして定めること。
- (8) 総括責任者は、平日昼間常勤しなければならない。総括責任者が不在の場合は、支障なく代わりに業務を行える者が常駐すること。

第3章 業務要求水準

(業務要求水準)

第26条 発注者は、本業務を履行する上で、受注者が最低限満たすべき要件を次のとおり定める。なお、その具体的な手法については、受注者が提案の中で示し、発注者との協議を行った上で、その提案を業務実施計画書に反映させて、発注者に提出すること。

(1) 業務の基本的水準

受注者は、自らのノウハウを最大限活用し、浄水場等の運転業務等を主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給しなければならない。また、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨むこと。

さらに、業務の公益性を十分理解し、需要者や地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。また、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取組みを推進すること。

(2) 業務の水準

ア 水質管理の水準

受注者は、水質管理の方法を明記した計画を作成し、原水水質の変化に対応するため浄水場における水質管理を徹底することとする。

水道法に定める水質基準項目の水質基準については、これまでの省令等を参照して遵守するものとする。

水質管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

- 浄水場から給水栓までの浄水は、常に水道法の水質基準に適合していること。
- 給水区域末端部での残留塩素濃度を考慮し、各浄水場での遊離残留塩素を次のとおりとする。
ただし、この範囲内にあっても給水区域末端部での遊離残留塩素は0.1mg/Lを維持すること。

施設名	遊離残留塩素の管理値（下限値及び上限値）
市の沢浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
石塚浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
上羽田浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
大橋浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
菊川浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
奈良渕浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
田沼浄水場	0.25mg/L～0.30mg/L
多田浄水場	0.25mg/L～0.30mg/L
戸奈良浄水場	0.20mg/L～0.40mg/L
船越浄水場	0.25mg/L～0.35mg/L
閑馬浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L (夏季期間は上限を0.35mg/Lから0.40mg/Lへ変更する)
下彦間浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
飛駒南浄水場	0.35mg/L～0.40mg/L
飛駒浄水場	0.35mg/L～0.40mg/L
野上南浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
野上中浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
野上北浄水場	0.30mg/L～0.35mg/L
葛生浄水場	0.25mg/L～0.27mg/L
鉢本浄水場	0.27mg/L～0.30mg/L
常盤第1浄水場	0.25mg/L～0.30mg/L
常盤第2浄水場	0.28mg/L～0.32mg/L
氷室浄水場	0.22mg/L～0.25mg/L

○ 各浄水場の取水濁度は、1.0mg/L以下を維持すること。

イ 水圧管理の水質

管末で減圧給水とならないように各浄水場等の配水圧力を適切に管理すること。

各浄水場等の水圧管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

施設名	機器の設定値
市の沢浄水場	配水ポンプインバータ：0.550MPa

石塚浄水場	配水ポンプインバータ : 0.370MPa
	加圧ポンプインバータ : 0.405MPa
寺久保加圧所	加圧ポンプインバータ : 0.680MPa
上羽田浄水場	配水ポンプインバータ : 0.400MPa
菊川浄水場	配水ポンプインバータ : 0.325MPa
奈良渕浄水場	配水ポンプインバータ : 0.217MPa
	加圧ポンプインバータ : 0.350MPa
菰川加圧所	加圧ポンプインバータ : 0.550MPa
上富士加圧所	加圧ポンプインバータ : 0.620MPa
閑馬第1低区配水池	配水ポンプ : 0.50MPa
閑馬第2加圧所	送水ポンプ : 0.72MPa~0.75MPa
閑馬第3加圧所	送水ポンプ : 0.55MPa~0.58MPa
閑馬第4加圧所	送水ポンプ : 0.55MPa
山形減圧弁	セルオートバルブ : 1次圧 0.65MPa、 2次圧 0.35MPa
下彦間減圧弁	セルオートバルブ : 1次圧 0.65MPa、 2次圧 0.37MPa
黒沢加圧所	加圧ポンプ : 0.55MPa
中山加圧所	加圧ポンプ : 0.55MPa
寺沢第1加圧所	加圧ポンプ : 0.72MPa~0.79MPa
寺沢第2加圧所	加圧ポンプ : 0.70MPa~0.73MPa
飛駒減圧弁	セルオートバルブ : 1次圧 0.60MPa、 2次圧 0.30MPa
白岩減圧弁	セルオートバルブ : 1次圧 0.63MPa、 2次圧 0.35MPa
小戸減圧弁	セルオートバルブ : 1次圧 0.4MPa、 2次圧 0.2MPa
中1号減圧弁	セルオートバルブ : 1次圧 0.64MPa、 2次圧 0.33MPa
中2号減圧弁	セルオートバルブ : 1次圧 0.64MPa、 2次圧 0.33MPa
会沢配水場	送水ポンプ : 0.35MPa~0.63MPa
常盤第1浄水場	直送配水ポンプ : 0.5MPa
仙波加圧所	加圧ポンプ : 0.65MPa~0.75MPa
仙波減圧弁	セルオートバルブ : 1次圧 0.75MPa、 2次圧 0.34MPa
堀米配水池 田沼配水池 多田配水池 戸奈良配水池 船越配水池	自然流下の施設であるため、特に要求水準は設けませんが、減圧給水とならないように、施設出口バルブなどの管理を適切に行うこと。

閑馬第 1 高区配水池 閑馬第 2 配水池 閑馬第 3 配水池 閑馬第 4 配水池 下彦間配水池 飛駒南配水池 飛駒高区配水池 野上南配水池 野上中配水池 小戸配水池 大戸配水池 葛生配水池 鉢木配水池 常盤第 1 配水池 常盤第 2 配水池 牧減圧槽 仙波減圧槽 氷室配水池	自然流下の施設であるため、特に要求水準は設けないが、減圧給水とならないように、施設出口バルブなどの管理を適切に行うこと。
---	--

ただし、配水管末端において、0.15MPa の配水圧力を確保すること。

ウ 水量管理の水準

配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等のバランス調整及び配水池水位の監視を行う。また、施設能力（浄水能力、配水能力）に応じた配水量の調整を行う。

水量管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

○ 各取水施設からの取水量は、発注者の指示に従うものとする。 〔認可水量〕	
浄水場	取水施設
市の沢浄水場 (1,980 m ³ /日)	小中 3 号井 850 m ³ /日 小中 4 号井 1,130 m ³ /日
石塚浄水場 (4,600 m ³ /日)	石塚 1 号井 530 m ³ /日、石塚 2 号井 460 m ³ /日、 石塚 3 号井 1,580 m ³ /日、石塚 4 号井 2,030 m ³ /日
上羽田浄水場 (1,870 m ³ /日)	上羽田 1 号井 1,870 m ³ /日
大橋浄水場 (14,610 m ³ /日)	大橋 2 号井 3,100 m ³ /日、大橋 3 号井 3,840 m ³ /日 大橋 4 号井 2,880 m ³ /日、 上川原 1 号井(1) 2,180 m ³ /日、 上川原 2 号井 2,610 m ³ /日
菊川浄水場 (17,650 m ³ /日)	菊川 1 号井 1,480 m ³ /日、菊川 2 号井 1,510 m ³ /日、 菊川 3 号井 2,120 m ³ /日、菊川 4 号井 740 m ³ /日、 菊川 5 号井 1,300 m ³ /日、 上川原 1 号井(2) 2,180 m ³ /日、

菊川浄水場 (17,650 m ³ /日)	上川原 1 号井(3)2,180 m ³ /日、 上川原 3 号井 3,050 m ³ /日、 小中 1 号井 2,020 m ³ /日、小中 2 号井 1,070 m ³ /日
奈良渕浄水場 (2,230 m ³ /日)	奈良渕 1 号井 880 m ³ /日、奈良渕 3 号井 1,020 m ³ /日、 奈良渕 4 号井 330 m ³ /日
田沼浄水場 (6,060 m ³ /日)	田沼西水源井 900 m ³ /日、田沼北 1 号井 500 m ³ /日、 田沼北 2 号井 1,200 m ³ /日、 田沼北 3 号井 2,000 m ³ /日、 田沼北 4 号井 1,460 m ³ /日
多田浄水場 (6,090 m ³ /日)	多田 2 号井 1,700 m ³ /日、多田 3 号井 2,050 m ³ /日、 多田 4 号井 1,280 m ³ /日、多田 5 号井 1,060 m ³ /日、
戸奈良浄水場 (2,360 m ³ /日)	戸奈良 2 号井 660 m ³ /日、戸奈良 3 号井 660 m ³ /日、 戸奈良 4 号井 1,040 m ³ /日
船越浄水場 (1,070 m ³ /日)	船越水源井 1,070 m ³ /日
閑馬浄水場 (1,310 m ³ /日)	閑馬 1 号井 655 m ³ /日、閑馬 2 号井 655 m ³ /日
下彦間浄水場 (274.9 m ³ /日)	下彦間水源井 274.9 m ³ /日
飛駒南浄水場 (80 m ³ /日)	飛駒南水源井 80 m ³ /日
飛駒浄水場 (428.6 m ³ /日)	飛駒 1 号井 428.6 m ³ /日
野上南浄水場 (377.1 m ³ /日)	野上南水源井 377.1 m ³ /日
野上中浄水場 (153 m ³ /日)	野上中水源井 153 m ³ /日
野上北浄水場 (135 m ³ /日)	野上北水源井 135 m ³ /日
葛生浄水場 (2,840 m ³ /日)	葛生 2 号井 1,440 m ³ /日、葛生 3 号井 1,400 m ³ /日
鉢木浄水場 (3,260 m ³ /日)	鉢木 1 号井 2,400 m ³ /日、鉢木 2 号井 860 m ³ /日
常盤第 1 浄水場 (724 m ³ /日)	常盤 1 号井 150 m ³ /日、常盤 4 号井 574 m ³ /日
常盤第 2 浄水場 (966 m ³ /日)	常盤 2 号井 500 m ³ /日、常盤 5 号井 466 m ³ /日
氷室浄水場 (389.5 m ³ /日)	氷室 1 号井 174.5 m ³ /日、氷室 2 号井 215 m ³ /日
○ 委託する給水区域内での想定する水量は、以下のとおりとする。 (単位：m ³ /日)	

施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市の沢浄水場	1,400	1,390	1,390	1,380	1,380
石塚浄水場	4,140	4,130	4,120	4,110	4,090
上羽田浄水場	1,580	1,580	1,580	1,570	1,560
大橋浄水場	13,160	13,150	13,140	13,170	14,028
菊川浄水場	14,560	14,550	14,540	14,570	15,519
奈良瀨浄水場	1,930	1,930	1,930	1,930	1,930
田沼浄水場	4,270	4,420	4,490	4,570	4,560
多田浄水場	3,280	3,270	3,260	3,250	3,240
戸奈良浄水場	1,470	1,470	1,460	1,460	1,450
船越浄水場	1,140	1,130	1,130	1,130	1,120
閑馬浄水場	745	736	728	720	710
下彦間浄水場	342	334	324	316	305
飛駒南浄水場	98	98	98	98	98
飛駒浄水場	653	636	618	599	681
野上南浄水場	199	197	194	191	190
野上中浄水場	82	77	75	73	68
野上北浄水場	114	107	103	100	94
葛生浄水場	1,480	1,470	1,470	1,460	1,460
鉢木浄水場	2,350	2,350	2,340	2,330	2,320
常盤第1浄水場	577	562	546	532	515
常盤第2浄水場	499	485	473	459	446
氷室浄水場	277	272	262	256	249

エ 水質検査

水質検査については、受注者が以下の検査を行うこととする。

- ① 発注者が各年度開始前に策定した水質検査計画に基づいて、受注者が浄水場等の原水における水質検査を実施する。
- ② 水質検査について、受注者が水道法第20条第3項ただし書の規定により登録を受けた検査機関でない場合は、発注者が認める同項の規定により登録を受けた検査機関にこの検査のすべてを委託できるものとする。
- ③ 浄水処理の確認のために行う水質検査は、各浄水場で良好な水道水質を維持するために必要な回数実施する。
- ④ 水質異常時には、確認と原因究明のため必要な水質検査を早急に実施する。なお、これらの水質検査結果については、適宜報告を行うこと。

(報告の方法、報告書の様式等については、発注者受注者協議の上決定するものとする。)

オ 薬品の調達及び管理

安全で安心できる水道水を配水するために必要な次亜塩素酸ナトリ

ウム（水質測定用の試薬類を含む。）を調達及び管理すること。次亜塩素酸ナトリウムの仕様は、別紙－3「次亜塩素酸ナトリウム購入に関する仕様」に示す。

カ 電力・燃料の調達と管理

浄水場等運転管理業務を良好に行うために必要な電力の調達は発注者が行い、各種燃料の調達は受注者が行うこと。調達した電力・燃料は、受注者が適正に管理すること。

また、受注者は効率的な運営に努め、省エネルギーに尽力すること。

キ 通信の調達と管理

テレメータや電話回線等業務に必要な通信の調達は発注者が行い、その管理については受注者が適正に行うこと。

ク 備消耗品類の調達と管理

委託業務の実施に要するすべての備消耗品類の調達と管理については、受注者が行い、その調達と管理にあたっては、浄水場等の運転業務に支障をきたすことのないよう、適正に行うこと。

ケ 個別排水処理施設の下水道使用

委託施設における排水処理施設の下水道利用の調達は受注者が行うこと。対象施設にあたっては、別紙－4「個別排水処理施設料金調達の対象施設」に示す。

コ データの記録・整理

受注者は、業務に係るデータの項目、記録の方法をあらかじめ発注者と協議し、これを記録・整理するものとする。

サ 緊急時の初期対応

受注者は、設備機器の故障または不具合が生じ、応急に措置しなければならないと判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急措置を講じ、直ちに発注者に報告すること。

シ 緊急時対応マニュアルの作成と訓練の実施

受注者は、緊急時に、発注者と連携をとりながら水利用者への影響を最小限に食い止め、安定給水のため最善の対応を図れるように緊急時対応マニュアルを作成しなければならない。また、緊急時に迅速に対応できるように、業務従事者に対し必要な訓練等を行うものとする。

(3) 施設の点検業務

ア 機械・電気・計装設備・監視制御設備保守点検

受注者は、機械・電気・計装設備・監視制御設備の構造や特徴はもとより、水道施設全体のシステムを十分に把握し、浄水場等の運転に支障がないよう保守点検を行うこと。

点検対象と項目は、別紙－5「残留塩素計及び濁度計外保守点検業務仕様」に示す。

イ 電気保安業務及び消防設備・危険物施設保守点検業務

受注者は、自家用電気工作物保安点検や消防設備点検等、関係法令に定める点検について、当該法規に則り業務を実施すること。また、受注者がこれらの業務を再委託する場合は、あらかじめ発注者の承認を受

け、その点検業者との契約、支払等の業務については、受注者が全て行うものとする。

点検対象と内容は、別紙－6「自家用電気工作物点検業務仕様」、別紙－7「消防設備・危険物施設の点検対象と内容」に示す。

ウ 保安業務

受注者は、浄水場等の平穩・安全を保つよう施設の施錠、機械警備設備の操作、場内、場外の見回り等の業務を行う。

エ 備品等の管理業務

受注者は、施設の維持管理を良好に行うための備品等の管理を行うこと。

オ 文書の管理業務

受注者は、浄水場等の維持管理を良好に行う上で必要となる竣工図、その他文書に関して、毀損・滅失がないよう適正に保管すること。また、発注者の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。なお、文書の取扱いについては、発注者が定める文書管理や個人情報保護に関する規定等に準じて行うこととする。

カ データの記録

保守管理に係るデータは、これを記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、業務開始前に業務実施計画書上で明示し、発注者と協議の上決定するものとする。

(4) 施設の軽微な修繕業務

ア 軽微な修繕業務

受注者は、事業期間内において劣化の生じた設備等については、その修繕を行うこと。受注者が行う修繕は、予防保全の観点も含め施設の良いな運転を保障するために行うものであり、実施にあたっては、あらかじめ発注者の承認を得ること。(なお、突発的で緊急を要するものに関してはこの限りではない。)

ただし、発注者が前年度にあらかじめ計画した修繕(以下「計画修繕」という。)や資本的支出に係る工事(以下「改修工事」という。)は除く。

また、突発的に発生した修繕で、大規模なもの、施設等に重大な影響を与えるもの等に関しては、発注者と協議し対応するものとする。

イ 軽微な修繕台帳の作成

受注者は、受注者が行う修繕の必要が生じる度に、施設名、修繕内容、金額等必要事項を修繕台帳に記載し、発注者の承認を得るものとする。

ウ 軽微な修繕の記録

受注者は、修繕についてはこれを記録し保管すること。

また、データの項目、記録は、修繕台帳に記載し、発注者の承認を得るものとする。

(5) 計画修繕と改修工事計画

計画修繕と改修工事に係る計画(以下「修繕・改修計画」という。)は、発注者と受注者があらかじめ協議し、受注者が前年度までの運転管理及び保守点検の実績をもとにこれを作成する。

(6) 施設の環境整備

ア 浄水場等環境整備業務

受注者は、浄水場等の機能を良好に保ち、整理整頓に心掛け、清潔を維持するように努めること。

イ 構造物及び建築物の清掃業務

受注者は、浄水場等の構造物及び建築物全体を熟知し、その機能を良好に保つため、清掃等の維持管理を行うこと。また、以下に掲げた清掃業務については、その要求水準を満たすこと。

① 浄水場の着水井、浄水池等及び配水場の配水池の水槽の清掃を必要に応じて実施すること。

配水池清掃対象と内容は、別紙－ 8 「配水池清掃仕様」に示す。

② その他の建築物における清掃等の維持管理は、必要に応じ、必要な箇所について適宜実施すること。

清掃等の対象範囲は、別紙－ 9 「清掃対象範囲」に示す。

ウ 除草業務

受注者は、浄水場等の除草を実施し、維持管理上支障のなく、周辺住民に不快感を与えないよう努めること。

除草等の対象範囲及び年間実施する回数は、別紙－ 10 「除草等管理の対象範囲等」に示す。

エ 環境衛生管理業務

本業務の実施にあたっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、施設は常に清潔に保ち、水の汚染を防止しなければならない。

(7) その他

ア 法令の遵守について

本業務の履行にあたっては、関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

イ 施設の使用について

本業務の実施に要する事務室等の施設は、その機能を良好に保ち、かつ、履行にあたっては関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

ウ 備品の使用について

本業務の履行に要する水質計器等の備品は、校正、点検整備を十分行い、その機能を良好に保って、使用の際に支障がないよう管理すること。

(要求水準の未達)

第 27 条 受注者の原因で本仕様書に求める要件が満足できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者に報告するものとする。この場合において、受注者は、その原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善するものとする。

2 要求水準の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合、発注者及び受注者は協力して、その改善に努めなければならない。

3 要求水準の未達に対する罰則は、十分な調査をもとに発注者と受注者が協議して決めることとする。

(技術レベル向上の取組み)

- 第28条 受注者は、浄水場等の管理において、その技術レベルが向上するよう心掛けなければならない。
- 2 受注者は、業務遂行上必要なマニュアルを作成しなければならない。また、マニュアルは常に見直しを行い、発注者の承認を受けて適切に管理するものとする。
 - 3 受注者は、浄水場等の管理技術の伝承に努め、技術研修の実施や資格取得の推進を図って業務従事者の技術レベルの向上を図るとともに、業務委託の履行で取得したノウハウについては文書で取りまとめ、発注者に報告するものとする。
 - 4 前2項に規定するマニュアル及び発注者が承認した文書等の著作権は、発注者に帰属する。

第4章 その他

(車輛の運行)

- 第29条 受注者は、点検業務等、場外で作業する場合、受注者の所有する車輛を使用し、受注者の従事者の運転で車輛を運行すること。
- 2 受注者が使用する車輛には、発注者の承認を受けて水道業務に従事していることを示す表示を施すものとする。
 - 3 発注者と受注者が同じ車輛に乗ってはいけない。
 - 4 受注者の車輛事故については、受注者が一切の責任を持つものとする。

(守秘義務)

- 第30条 受注者は、業務で知り得た発注者の施設及び発注者の関連情報を業務以外に使用し、または他に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承認を得て管理している書類や図書を許可なく外部へ持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡したりしてはならない。

(雑則)

- 第31条 受注者は、契約書、本仕様書及びその他関係書類の中に記載されていない事項であっても、また業務履行上で発注者から指示されていない事項であっても、施設運転管理上、当然必要な業務等を行うものとする。

(疑義)

- 第32条 この本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(賠償責任)

- 第33条 契約期間中に受注者の責により生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受注者の負担において速やかに補修、改善又は取替え若しくは、補償等により解決をすることとする。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥ならびに受注者以外の者による運転管理上の不備、過失及びテロ、天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

(リスクの分担およびリスクマネジメント)

- 第34条 事業実施における浄水場等の施設について、その水道法上の責任は

発注者にあるものとする。

- 2 リスクの分担及びリスクマネジメントについては、別紙－11「リスク分担表」に基づくものとする。
- 3 受注者は賠償責任保険に加入し、業務履行計画書にその写しを添付するものとする。